

会員の処分について

(令和4年7月22日現在)

1 大阪府社会保険労務士会の処分

①大阪府社会保険労務士会会則第44条（会則等の遵守）違反。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪北摂支部	開業	26050042（10332）	小川成二	R4.5.24	会員権停止 1年（R4.5.25～R5.5.24）

②大阪府社会保険労務士会会則第42条（信用失墜行為の禁止）及び同会則第44条（会則等の遵守）違反。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27080236（5800）	富田隆	H31.1.23	会員権停止 3年（H31.1.24～R4.1.23）

③社会保険労務士法第25条の30（会則を守る義務）、大阪府社会保険労務士会会則第44条（会則等の遵守）、及び同会則第62条（会費の納入）の規定の義務違反。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪東支部	勤務等	27080246（8631）	大石小百合	H24.7.26	会員権停止 ※会員権停止期間は、処分日以降に発生した会費の未納分も含めて、全額の納入が確認できるまで。
大阪西支部	勤務等	28990034（11834）	楠本晃久	H27.11.27	
大阪北摂支部	開業	27980086（622）	武田貴信	R3.1.23	
大阪北東支部	開業	27830844（2156）	内海義明	R4.1.29	

2 厚生労働省の処分

①社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実を反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪北摂支部	開業	26050042（10332）	小川成二	R4.3.16	業務停止 1年（R4.3.16～R5.3.15）

②社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実を反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	25110016（20991）	吉竹延禎	R4.3.4	業務停止 1年（R4.3.4～R5.3.3）

③社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実を反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当。

支部	種別	登録番号（会員番号）	氏名	処分日	処分内容
大阪西支部	開業	27100233（16024）	西本和彦	R2.5.31	業務停止 6ヵ月（R2.5.31～R2.11.30）